働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案 新旧対照表

\bigcirc 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)(抄)

正

後

傍線部分は修正部分)

修

正

前

	限りでない。
	に規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この
	象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号まで
	る労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対
	場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定め
	厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業
	下この項において「対象労働者」という。)であつて書面その他の
	た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者(以
	厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出
	る議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、
	業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数によ
	労働者を代表する者を構成員とするものに限る。) が設置された事
	意見を述べることを目的とする委員会(使用者及び当該事業場の
	条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について
绺	第四十一条の二 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働

第四十一条の二 限りでない。 場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定め 厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出 業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数によ 労働者を代表する者を構成員とするものに限る。)が設置された事 に規定する措置のい 象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号まで る労働時間、 厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業 下この項において「対象労働者」という。)であつて書面その他の た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者(以 る議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、 意見を述べることを目的とする委員会(使用者及び当該事業場の 条件に関する事項を調査審議し、 休憩、 賃金、 ずれかを使用者が講じていない場合は、この 休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、 労働時間その他の当該事業場における労働 事業主に対し当該事項について

対

一~六 [同上]

〔新設〕

七 ~ 九 (同上)

八 ~ 十

略

七

対象労働者のこの項の規定による同意の撤回に関する手続

一~六

[略]

②~⑤ [同上]

修正後	修 正 前
目次	目次
第二章 基本方針(第十条—第十条の三)	第二章 基本方針(第十条・第十条の二)
(基本方針)	(基本方針)
第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することがで	第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に発揮することがで
きるようにするために必要な労働に関する施策の総合的な推進に	きるようにするために必要な労働に関する施策の総合的な推進に
関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければ	関する基本的な方針(以下この条及び次条において「基本方針」
ならない。	という。)を定めなければならない。
2~8 [略]	2~8 [同上]
(中小企業における取組の推進のための関係者間の連携体制の整	
第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様	〔新設〕
な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の	
均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施	
策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方	
公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、	
労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他	

努めるものとする。	のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるように

配慮をするように努めなければならない。	施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必 をするように	事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑 施を阻害	限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該 事業主の	業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短 4 事業主は	[略] 2・3 [[略] 第二条	(事業主等の責務) (事業主等	修 正 後
	らに努めなければならない。	を阻害することとなる取引条件を付けない等取引上必要な配慮	一の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実	主は、他の事業主との取引を行う場合において、当該他	[同上]	[同上]	王等の責務)	修正前

 \bigcirc

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)(抄)

(傍線部分は修正部分)

○ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(抄)	(傍線部分は修正部分)
修正後	修 正 前
附則	附則
(検討)	(検討)
第十二条 〔略〕	第十二条 〔同上〕
2 [略]	2 [同上]
3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を	3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を
目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この	目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この
項において「改正後の各法律」という。)の規定について、労働者	項において「改正後の各法律」という。)の規定について、改正後
と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件	の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると
の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれ	認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
た待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図る観点から、	る。
改正後の各法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要が	
あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも	
のとする。	